

第 36 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 11 月 20 日（月）午後 1 時 30 分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

3 番 渡部 清孝	4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄
6 番 二瓶 崇	7 番 菊地 貴	8 番 山口 久人
9 番 大津 康男	10 番 小林千代松	11 番 平田 恭一
12 番 木戸 賢治	13 番 木村富士男	14 番 小林 博行
15 番 菅井 大輔	16 番 岩崎 茂治	17 番 佐藤 光伸

4. 本日の総会に欠席通告した委員

1 番 高橋 忠一 2 番 高野 進

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 78 号 会務報告について

報告第 79 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

- 議案第 185 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 186 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 187 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 188 号 現況確認証明申請について
議案第 189 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について
議案第 190 号 農用地利用集積計画について
議案第 191 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第 192 号 荒廃農地の非農地判断について
議案第 193 号 喜多方市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について

8. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 岩 下 正 勝
次長兼農地係長 詵 高 文 信
農政係長 大 竹 秀 樹
熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
副 主 査 湯 浅 惣 太
塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
主 査 長谷川 修
山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
副 主 査 安 部 吉 晃
高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）
副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は大変お忙しいところ第36回総会にご出席をいただきまして大変ご苦勞様でございます。今月はかなり行事が盛りだくさんありました。それぞれ会議等にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。皆さんに本当にご苦勞をおかけしました。これらについて、会務報告ということで局長の方から説明があります。昨日まで農業まつりがありましたが、農業委員会も参加をしてその対応にあたりました。農業まつりについて局長に聞いたところ5件ぐらい相談があったということで、成果があったと思います。本当にご苦勞様でございます。また、地域計画の策定に向けて目標地図の作成ということで集落話し合い、座談会が開催され皆さんそれぞれ地区によって行動を起こしていただいて、本当にありがたく思っております。まだ若干遅れている地区がありますが、事務局と相談をしながら早めに進めていただきたいと思います。また、我々の任期も2ヶ月を切りましたが、残された期間を皆さん最後までご努力をお願いしたいと思います。それから今日は次期の最適推進委員の候補者の決定ということで、審査等がありますので大変ではありますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案9件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（開 会）

○議長

欠席委員は、1番 高橋忠一委員、2番 高野進委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第36回喜多方市農業委員会総

会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、15番 菅井大輔委員、16番 岩崎茂治委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第78号 会務報告について」、「報告第79号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第78号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第79号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔6件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第78号及び報告第79号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第78号及び報告第79号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第78号及び報告第79号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転7件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。

No.2、No.3については、7番 菊地貴委員、No.4については、10番 小林

千代松委員、No.5については、14番 小林博行委員、No.6、No.7については、4番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○事務局

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

事務局で報告書を読み上げさせていただきます。農地法第3条所有権移転 案件No.1について、去る11月12日午後1時20分ごろから譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。現地は、地目は田で譲受人の〇〇〇さんが今までも耕し管理されていて、今後は畑として活用するとのことでした。また、現地は周辺の東側は水田、南側は水田と畑、西側は宅地、北側は道路を挟んで水田となっており、周辺農地にも支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上であります。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.2、No.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第3条所有権移転 案件No.2について、ご報告いたします。去る11月7日午後2時より現地確認並びに代理人の〇〇〇行政書士に聞き取り調査を行いました。譲受人は、埼玉県で会社を営んでおられて、この度申請地に隣接する一軒家を購入し、従業員の社会性の向上、仕事のやりがい提供を目的に、一週間交代で従業員が農作業に従事し、子供食堂への食材の提供、都心部の子供達への農業体験及び食育の場を提供する目的です。申請地は、以前お住まいの方が自家野菜を栽培しており管理されておりました。所有機械は議案書ではトラクターとなっておりますが、耕運機であり、今後の作付においては以前お住まいの方から指導を受け、栽培するとのことでした。よって、本申請に伴う権利の取得については問題はないと判断いたしました。以上です。

続きまして、農地法第3条所有権移転 案件No.3について、ご報告い

たします。去る11月7日午前10時ごろより現地にて、代理人の〇〇〇行政書士立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を実施しました。譲受人と譲渡人は甥と叔母の関係にあります。譲受人は市外在住で会社員ですが、定年後はこちらへ引っ越し自家野菜を栽培するとのことです。申請地は、きれいに草刈りされており、現在でも週1回程度は喜多方に来ており、また喜多方に弟さんがお住まいで2人で維持管理を行うそうです。よって、周辺農地に支障を及ぼすことなく適正に管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No.4について、ご報告いたします。去る11月11日午後1時30分から、譲受人の〇〇〇さん立ち会いのもと現地調査並びに実情調査を実施いたしました。譲渡人の〇〇〇さんについては、電話で聞き取り調査をいたしました。現地を確認したところ、耕作されており、畑5筆については不作付地となっておりますが、今後譲受人の〇〇〇さんが管理していくということでありました。周辺については畑となっております、今後も問題はないと判断いたしました。また、〇〇〇さんについては、以前〇〇〇さんの近所に住所がありまして、そこらは空き家になっておりますが、今後畑等は〇〇〇さんが管理して行くことを確認いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No.5について、説明申し上げます。今月11日の午後1時30分ごろから、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。立ち会い人は譲渡人の〇〇〇さんの長女〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇さんの父〇〇〇さんと妻〇〇〇さんでした。〇〇〇さんと〇〇〇さんは姉妹でありまして親戚関係で、〇〇〇さんは〇〇〇さんと同じ集落に住んでおります。申請地は、〇〇〇宅の前にありまし

て30年も前から〇〇〇さんが許しを受けて耕作しており、この度権利の確定をいたしたく申請に至ったということでございます。対価については、無償であります。周辺農地には何ら支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○小沢勝則委員

〔所有権移転のNo. 6、No. 7について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。農地法第3条所有権移転 案件No. 6について、報告いたします。去る11月13日午前9時ごろ譲受人の〇〇〇さん宅にて、現地調査並びに聞き取り調査を実施しました。〇〇〇さんは〇〇〇村から移住し、会社を経営しています。農家ではなく農地を購入することが出来ず、麦を作るのに作業委託契約を結び、耕作していました。最近、推進委員から農家でない方も購入出来ると聞き、借地を購入し自作地として管理して行きたく、併せて土地所有者の〇〇〇さんも市外在住のため譲り渡したいという要望もあり、申請したとのこと。現在までも管理耕作されていた農地であり、今後も適正に管理されて行くことを確認しました。

続きまして、案件No. 7について、報告いたします。去る11月13日午前8時30分ごろ譲受人の〇〇〇さん宅にて、現地調査並びに聞き取り調査を実施しました。現在も管理耕作に携わっており、今後も適正に管理されて行く判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第185号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、10番小林委員

○小林千代松委員

10番小林です。No. 3の案件についてですが、叔母と甥の関係ではあり

ますが、10a当り73万円という高額な金額なんですが、基準はないわけですが、これは妥当なのでしょうか。

○事務局

双方の合意でございますので、基本的には問題はないということでございます。農地の場所ですが国道459号線、喜多方第三中学校の道路を挟んだ反対側の南側の位置にあります。宅地に隣接する農地でございます。その様な位置関係であり又叔母と甥という関係ですので、この金額でということでの合意に至ったということでございます。以上であります。

○議長

小林委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

もう1点なんですが、No.4の案件についてですが、恐らく対価が言わなかったと思いますが、10a当り25万円ということでよろしいでしょうか。

○事務局

その様になります。

○議長

小林委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第185号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第185号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第186号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、3番 渡部清孝委員、No.2については、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部清孝委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第4条 案件No.1について、補足説明いたします。去る11月10日午前10時ごろより、申請人の〇〇〇さんの代理人の〇〇〇行政書士、事務局より誼高次長、農業委員の山口さん、私の4名で現地調査を行いました。本案件は顛末書付きとなっています。既に工事は完了し、堆肥置場として使用されています。申請人は、申請地の北側に牛舎等を設け、畜産業を営んでいます。雨水については、申請地の西水路側にコンクリート擁壁が設置されており、堆肥置場の雨水が水路に流出しないようになっています。転用事業敷地内の雨水は、隣接する自己所有地に流れるようになっており、自然浸透させます。申請地の北側牛舎等の敷地、西側は水路であり、農業用排水施設に支障を及ぼすこと

はないと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

〔No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。農地法第4条 案件No.2 について、報告いたします。去る11月10日午前9時より、〇〇〇氏宅にて聞き取り調査及び現地調査を行いました。出席者は、申請人の〇〇〇氏、行政書士の〇〇〇氏、塩川総合支所より長谷川主査、農業委員からは小林委員と私で行いました。転用の目的は、農業用倉庫の増築です。現況は畑で高低差はありません。建物は既に建築済で、顛末書を提出しております。農業用倉庫ですので、排水はありません。また、集落内のため周辺農地は東側の自作農地であり、影響はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第186号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第186号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第186号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第187号 農地法第5条第1項の規定による許可申

請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定 1 件、所有権移転 4 件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo. 1 については、14番 小林博行委員、所有権移転のNo. 1 については、3番 渡部清孝委員、No. 2、No. 3 については、8番 山口久人委員、No. 4 については、9番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林博行委員

〔権利設定のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第 5 条権利設定 案件No. 1 について、説明申し上げます。今月10日午前10時30分現地調査をいたしました。立ち会い人は、設定人の〇〇〇さんの息子さんの〇〇〇さん、もう 1 人の〇〇〇さんは欠席でした。被設定人は、〇〇〇県〇〇〇市にある〇〇〇の〇〇〇部長と井戸掘り業者、喜多方にある〇〇〇工業の社員 1 名です。委員の大津委員と私と塩川総合支所の長谷川主査が立ち会いました。申請地は、〇〇〇地区といって〇〇〇事業で造成された、畑の団地になっており、〇〇〇ダムの南に位置し畑は現在作付されていませんでした。〇〇〇の説明によりますと、〇〇〇事業を計画しており、比較的平坦な土地で鶏舎建設に適しており、農場 2 ケ所を確保し〇〇〇を飼育、年間140万羽の出荷を年 5 回で行う計画であり、実施は令和 6 年よりとのことでニワトリの飲料水、洗浄水、また管理人の飲料水確保のため、井戸を試掘したいということであります。土地所有者の同意は得ており、今回は畑の一部で道路沿いのところを15m×15mの 2 ケ所になりますが、そちらを井戸掘りしたいという申請であります。工事にあたっては、周辺は山林でありまして、民家からは遠く離れているところです。井戸掘りを行う

ための水は、汚水は出ないということであり、地下水は既存の排水溝に流すということです。以上の状況の中で、試掘の申請については何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○渡部清孝委員

〔所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第5条所有権移転 案件No.1 について、説明いたします。去る11月10日午前11時30分ごろより、譲渡人の〇〇〇さんは山梨県在住のため欠席、譲受人は〇〇〇建設の〇〇〇さん、事務局より誼高次長、農業委員の山口さんと私の4名で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんは、他県に住んでいるために畑の管理が出来ないとのことです。転用の目的は、宅地分譲地となります。土砂の流出防止措置については、周囲の土地と同じ高さであり流出の恐れはありません。雨水は地下浸透及び市道側溝に排出し、汚水は公共下水道に流します。また、周辺は市道があり宅地化されていて農地がないため、支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo.2、No.3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第5条所有権移転 案件No.2 について、現地調査の報告をいたします。去る11月10日午前9時30分ごろから、譲受人と譲渡人は欠席で2人の代理人として、〇〇〇行政書士、誼高次長、渡部委員と私で現地調査を行いました。なお、2人は叔母と甥の関係です。申請地の隣接地は、母親と弟が住んでいる実家で、現在申請人が住んでいる須賀川市から毎週帰省しております。その際に実家に駐車場がなく、不便なことから今回叔母さん所有の申請地を購入するものです。北側は国道、西側は申請者の実家、南側は先程今回3条で所有権移転の申請があった土地であり、問題ないと判断いたしました。なお、申請地の隣接地には、土砂等が流出しないよう十分な締め固めを行います。

続きまして、案件No.2 について、報告いたします。同じく、去る11

月10日午前9時10分ごろから、譲受人の〇〇〇氏、譲渡人の〇〇〇氏の奥さん、〇〇〇行政書士立ち会いのもと、渡部委員、誼高次長と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。譲受人は隣接地で自動車の整備工場を営んでおり、その車置場にするために購入するものです。周辺は申請地の北側は道路、西側は譲渡人の田で承諾は得ており問題なく、隣接地の境界にはL型側溝を設置し、土砂等の流出を防ぎます。農業用水路施設については、近くに水路はなく影響はないものと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。農地法第5条所有権移転 案件No.4について、報告いたします。去る11月10日午前9時4分より現地にて、現地調査を行いました。出席者は譲受人の〇〇〇氏、代理人の行政書士〇〇〇氏、塩川総合支所の長谷川主査、農業委員より小林委員と私で行いました。転用目的は、一般住宅用地ということです。また、〇〇〇さんと〇〇〇さんは親子関係でございます。土砂の流出等の災害を防止するための措置として、南側及び西側にL字擁壁を設置するため、土砂の流出はありません。また、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置として、汚水は公共下水への接続で処置し、雨水は道路側溝へ排水します。周辺の農地に関わる営農条件に支障を及ぼさないための措置として、北側に隣接する土地には住宅が建っておりますが、その外に建築物はみられませんでした。周辺の農地に対する日照、通風に影響を及ぼさない様に対処しますということです。万が一、周辺農地等に被害が及んだ際には、当方で責任をもって解決するということです。以上のことから何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第187号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第187号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第187号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第188号 現況確認証明申請について」を議題いたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、8番 山口久人委員、No.2については、4番 小沢勝則委員、No.3については、17番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。現況確認証明 案件No.1について、報告いたします。去る11月10日午前11時ころ、所有者の〇〇〇氏、渡部委員、夏井推進委員、誼高次長、私で現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇町〇〇〇

地区から西側にある元〇〇〇スキー場後を越えて行かないと行けない深い山間部に位置しております。申請地の西側はすぐ山都町の山林だそうです。30年以上耕作しておらず、ほぼ原野化しており今回の地目変更もやむを得ないと判断いたしました。以上です。

○ 小沢勝則委員

〔No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。現況確認証明 案件No. 2 について、報告いたします。去る11月10日午後3時30分ごろ、現地にて申請人の〇〇〇さんと待ち合わせをして、山都総合支所の安部氏と農業委員から私、推進委員の田中氏、日下氏で確認を行いました。当案件は、30年ほど前より耕作するにあたり農機具もなく、耕作が出来ず現在に至りました。今の状況は原野化し、土手には木々が生えて道も悪く、今後の耕作も不可能と判断いたしました。以上です。

○ 佐藤光伸委員

〔No. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番佐藤です。現況確認証明 案件No. 3 について、説明いたします。去る11月13日午前10時から、確認いたしました。出席者については、申請者は欠席、横山、石川両推進委員、事務局より小林さん、私で現地確認を行いました。この地区は現在、1軒だけ住んでいて、あとは廃虚になっている状態で、くまが頻繁に出没している地区であります。申請地については、大きな木はありませんが、かなり原野化しております。周辺の農地についても一切の畑はなく、同じ様な状況になっており現況確認は妥当なものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第188号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第188号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第188号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第 189 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔用途変更 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第189号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、12番木戸委員

○木戸賢治委員

12番木戸です。確認のためにお伺いしたいのですが、過去の事なのでこうなっているのかもしれないですが、農振農用地を除外してから、農地転用というのが原則ではなかったのでしょうか。

○事務局

只今の木戸委員からのご質問についてですが、本来は農振農用地をまず用途区分の変更をした後に農地転用許可とすることが流れとしては

正しいやり方でございます。恐らくですが、先程の4条で審議をいただきました堆肥置場ですが、こちらと場所を間違えたのではないかという話です。ただ、そこがはっきりしないのですが、いずれにしても先程の堆肥置場は用途区分の変更で農業用施設用地になっております。結果としてこちらの施設につきましては、用途区分の変更をしていなかったということになるのですが、恐らく当時地番を間違って用途区分の変更をして転用で畜舎等を建ててしまったのではないだろうかという憶測でしかないわけですが、その様なことで担当している市の農業振興課の方とも協議をしておるところであります。結果として、その様な状況ですので、農地転用の許可は先になってしまっていますが、今回用途区分の変更をしたいとの申立てであり、そちらについて追認をするということがあります。以上であります。

○議長

木戸委員了解していただけたでしょうか。

○木戸賢治委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第189号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第189号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第190号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.9、No.10、No.11、No.12を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.9、No.10、No.11、No.12を除く案件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第190号のNo.9、No.10、No.11、No.12を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第190号のNo.9、No.10、No.11、No.12を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第190号のNo.9、No.10、No.11、No.12を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第190号のNo.9、No.10、No.11、No.12の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、11番 平田恭一委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、平田恭一委員の退席を求めます。

※（ 11番 平田恭一委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.9、No.10、No.11、No.12の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第190号のNo.9、No.10、No.11、No.12の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第190号のNo.9、No.10、No.11、No.12の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第190号のNo.9、No.10、No.11、No.12の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

11番 平田恭一委員の着席を求めます。

（ 11番 平田恭一委員着席 ）

○議長

続きまして、「議案第191号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案） 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第191号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第191号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第191号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第192号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第192号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第192号について、原案のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第192号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第193号 喜多方市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

- (1) 農地利用最適化推進委員の公募結果につきましては、令和5年8月18日から9月11日までの公募期間に13名からの応募・推薦がありましたが、11地区で定数に達しなかったことから募集期間を延長し、定数に満たない地区については更に延長を行い10月27日をもっていずれの地区も定数と同数の応募結果となりました。

なお、審査についてはこの後、暫時休議の上、評価要領に基づき行います。

○議長

それでは、議案審議の途中ではありますが、ここで暫時休議いたします。

(暫時休議) 15:03

〔評価要領について朗読、説明のうえ評価方法の了解を得る。〕

〔評価シートの記載の仕方等説明〕

〔各委員が加点を行った「農地利用最適化推進委員候補者評価シート」を回収し、各候補者の評価結果をまとめる。〕

(再開) 15:45

○議長

会議を再開いたします。

事務局より集計結果の報告をさせます。

○事務局

〔集計結果の報告〕

○議長

それでは、議案審議を続行いたします。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第193号については、評価の結果、候補者30名について選考基準に達しているものと判断し選考することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第193号については、候補者30名を選考することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第36回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 15：58